

第5次新座市行財政改革大綱（見直し）  
（素案）

平成25年 月

新 座 市



# 目 次

I	第5次行財政改革大綱策定の背景	
1	これまでの行財政効率化及び改革の取組	2
2	本市の現状と課題	6
3	財政の現状と見通し	7
II	行財政改革大綱の位置付け	10
III	推進事項	
	改革の基本方針	11
1	選択と集中による行財政運営の推進	14
2	組織改革・職員改革と行政の効率化・高度化の推進	16
3	連帯と協働による市民力アップと民間活力の更なる活用	18
IV	推進期間	20
V	推進体制	21
	資料	22

本文中「〇〇〇〇※」と表記している語句については、用語解説（P34～）を参照してください。

# I 第5次行財政改革大綱策定の背景

## 1 これまでの行財政効率化及び改革の取組

本市では、国や他の自治体に先駆けて、平成6年度に市政リストラ対策推進本部を設置したのを皮切りに、平成22年度まで、4次にわたって行財政の効率化及び改革に取り組んできました。

### 【市政リストラ対策推進本部（平成6～7年度）】

バブル崩壊後の厳しい経済環境の下で、効率的な行財政運営及び住民サービスの向上に努めるため、平成6年度を「財政再建元年」と位置付け、「市政リストラ対策推進本部」及び六つの実践班を設置し、2年間の取組を行いました。

各実践班における具体的な検討内容として、「市税徴収対策班」では、市税の徴収率の向上を図るため、徴収体制や徴収方法等を検討し、全庁的な職員の応援による休日の臨宅徴収の実施や口座振替制度の一括利用の奨励、市税納税講座の実施等を行いました。

「財源確保対策班」では、国県補助金の積極的な獲得に取り組み、「公共料金見直し対策班」では、証明書発行手数料、住民票閲覧手数料、家庭奉仕員派遣事業負担金、下水道受益者分担金、保育所入所児童保護者負担金等の見直しについて検討を行いました。

「事務効率化対策班」では、効率的な事務執行による超過勤務時間の削減やケチケチ作戦、節電等の経費節減に取り組みました。

「審議会等見直し対策班」では、各種審議会等の見直しを行い、67の検討対象のうち12件を廃止し、また、補助団体等への支援の在り方を見直しました。

「民間委託見直し対策班」では、委託内容の見直しや更なる委託化についての検討を行い、電算業務の一元契約化による委託経費の節減や、集会所、児童遊園等の維持管理の地元町内会への委託化を推進しました。

### 【(第2次) 行財政効率化大綱（平成8～12年度）】

この大綱は、平成6年10月に国から示された「地方公共団体における行財政改革のための指針」に基づき、市政リストラ対策推進本部での成果や課題を

踏まえ、七つの措置事項を盛り込み、策定したものです。

その後、国の税制改正や長期化する厳しい経済情勢の影響で税収が低迷するなど、市財政は深刻な危機に陥ったことから、平成10年度を「市財政再建のための一大改革のスタート」の年として、大綱の見直しを行いました。

この5年間での取組の内容は、「事務事業の見直し」として、毎週金曜日に実施していた市民課窓口業務の延長<sup>\*</sup>の廃止や、事務服支給の取りやめ、作業服の全庁一括購入等、事務事業の整理合理化を図るとともに、敬老記念品の廃止・敬老祝金の見直しや市長の私的諮問機関に係る謝礼金の見直し、朝霞市、志木市及び和光市との4市消防<sup>\*</sup>の統合、清掃業務の委託化等を推進しました。また、105の協議会から退会、56団体の運営費助成及び15団体の事務費助成を廃止・削減するなど、補助金等の見直しにも取り組みました。

「時代に即応した組織・機構の見直し」として、平成8年10月及び平成11年10月に機構改革<sup>\*</sup>を実施するとともに、繁忙期の各部署間における応援体制の確立等を行いました。

「定員管理及び給与の見直し」としては、定員適正化計画の策定や、4役（市長、助役、収入役及び教育長）の給料の減額、特殊勤務手当を始めとした各種手当の見直し等を行い、「効果的な行政運営と職員の能力開発等の推進」としては、管理職昇任資格取得試験制度の導入や、行政手続条例の制定による行政手続の適正化を図りました。

「行政の情報化の推進等による行政サービスの向上」として、庁内LAN<sup>\*</sup>の整備及び1課に1台のパソコンの導入を実現し、「会館等公共施設の管理運営の合理化」としては、引き続き朝霞市、志木市及び和光市との4市公共施設の相互利用を推進しました。

「財源確保対策の推進」としては、納期前納付報奨金制度<sup>\*</sup>の廃止や水道料金のコンビニエンスストア納付の導入、保育料の改定や青少年海外派遣事業<sup>\*</sup>の派遣費用における本人負担金の導入等を行いました。

### 【第3次行財政効率化大綱（平成13～17年度）】

この大綱は、これまでの効率化の集大成として策定したもので、「大胆で柔軟な発想による行財政運営」「更なる職員の意識改革と資質向上」「市民と行政の協働によるまちづくり」の三つを基本方針とし、聖域のない見直しを念頭に、更なる効率化に取り組みました。

「更なる効率化を進めるために」、事務事業評価システム<sup>\*</sup>の導入や市で保有する大型バスの運転業務の委託化、勤労青少年ホームへの指定管理者制度<sup>\*</sup>の

導入、新設保育園の公設民営化、学校給食調理業務の委託化、小学校の統廃合や余裕教室の有効活用、水道料金の改定や水道検針票への広告掲載等、各種事務事業の見直しや財政の健全化・効率的運営に取り組みました。

「効率的な執行体制を確立するために」、係長級への昇任資格取得試験の導入、通勤手当を始めとした各種手当の見直し、職員定数の更なる削減等を行いました。

「真の住民自治の確立に向けて」、市立集会所における簡易な維持管理業務の町内会への委託化等を更に推進しました。

### 【財政改革推進本部（平成16～17年度）】

第3次行財政効率化大綱の推進期間中である平成16年度には、国の三位一体の改革\*による地方交付税\*、国庫補助金等の大幅な減額や、長引く景気の低迷に伴う市税収入の落ち込み等により、市の財政が危機的な状況に陥ったことから、緊急事態として財政改革推進本部と三つの検討部会を設置し、歳入歳出の両面から聖域のない見直しを行いました。

「受益者負担適正化部会」においては、都市計画税の段階的引上げや国民健康保険税（介護分）、下水道使用料の引上げ等を行いました。

「施設使用料適正化部会」においては、公民館・コミュニティセンターの有料化や体育館使用料の見直し、各種がん検診・基本健康診査に係る検診料への自己負担の導入等を実施しました。

「補助金・負担金適正化部会」においては、敬老祝金の見直し、高齢者配食サービス、重度要介護高齢者手当・介護手当、心身障がい者医療・福祉手当の見直し、特色ある教育推進事業の廃止等を行いました。

### 【第4次行財政改革大綱（平成18～22年度）】

三位一体の改革や長引く景気の低迷による市税収入の落ち込み等により、従来型の財政運営の効率化、歳出削減の手法のみでは必要な財源を確保することが極めて難しい状況となったことから、それまでの「効率化大綱」を「改革大綱」へと改めて策定し、五つの改革の柱に基づき、痛みを伴う聖域のない改革を実行することとしました。

「改革の柱1 内部努力による経費節減、財源確保、事務の効率化」として、職員定数の削減や各種手当の見直し、指定管理者制度の導入を進めるとともに、機構改革、電子申請システム\*の導入等を行いました。また、不用市有地の積極的な売却や駐車場としての貸付けを行うなど、財源の確保にも取り組みました。

「改革の柱2 都市基盤整備等の投資的事業のスローダウン」として、新座駅北口土地区画整理事業※のスローダウンを決定し、道路改良10か年基本計画※の凍結を継続する一方、土地開発公社経営健全化計画※に基づき、公社の債務残高の大幅な削減を達成し、将来負担の軽減に努めました。

「改革の柱3 サービス水準・受益者負担の適正化」としては、毎年度、各種事業や補助金・負担金について、サービス水準・受益者負担の適正化の観点から見直しを実施し、下水道使用料の改定や諸証明書等交付手数料の見直し、シャトルバスの廃止や集団資源回収事業奨励金の見直し等を行いました。

「改革の柱4 市民との協働による自立した行政の確立」として、ボランティア・地域活動支援室を設置し、市民の方々によるボランティア活動のきっかけづくりやその支援を行うとともに、市ホームページの改良等による市民と行政との情報の共有化を推進し、市民参画の促進を図りました。

「改革の柱5 市政運営への経営感覚の導入」としては、将来を展望した本市独自の魅力あるまちづくりを進めるため、観光都市にいざビジョン及びアクションプランの推進に取り組み、すぐそこ新座春まつりの開催やイベント等に合わせたオープンカフェの設置、観光ロゴマークやイメージキャラクター「ゾウキリン」の決定、特産品である「にんじんうどん」等の販売支援などを通じて観光都市にいざを市内外にPRし、来訪者や定住者の増加による地域の活性化に取り組みました。

このように、本市では職員定数の削減や職員に支給する諸手当の見直し、市の業務の民間委託化等の内部努力による経費節減に努めるとともに、各種制度の見直しや使用料・手数料の改定等、市民の皆様の御理解と御協力を頂きながら、積極的に行財政の効率化及び改革に取り組んできました。

その結果、平成6年度から平成22年度までの取組の成果として、これまでに約140億円の財源確保及び経費節減を図ることができました。

平成6年度以降の行財政効率化及び改革の取組による効果額一覧

	年 度																	効果額
	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
市政リストラ対策推進本部	→	→																1億8,555万円
行財政効率化大綱			→	→														22億657万円
行財政効率化大綱（見直し）					→	→	→											48億8,925万円
第3次行財政効率化大綱 （財政改革推進本部分を含む）								→	→	→	→	→						67億3,875万円
第4次行財政改革大綱														→	→	→	→	140億2,013万円
合 計																		140億2,013万円

☞ 参考資料 P. 22～

資料1 第4次行財政改革大綱に掲げる各推進事項の実施目標及び達成状況

資料2 第4次行財政改革大綱推進期間における指定管理者制度の導入検討状況表

資料11 行財政の効率化及び改革の成果

## 2 本市の現状と課題

地方分権の進展によって自治体間競争が更に加速し、地方自治体に主体的なまちづくりが求められる中で、少子高齢化の進行、高度情報化の進展、市民の環境への関心の高まりやライフスタイルの多様化などを背景として、行政運営に対する市民要望はますます高まっており、地方自治体が果たすべき役割は、あらゆる分野において、今後より一層複雑多岐に及んでいくことが予想されます。

本市においても、全国的な傾向と同様に少子高齢化の傾向が続いており、特に高齢化率については、全国平均より低いものの、現在、およそ5人に1人である65歳以上の割合が、平成27年には4人に1人に迫る勢いで、今後急速に上昇するものと見込まれます。

また、本市では、これまでも、東京都に隣接しているという立地から、東京23区並みのサービス水準を求める市民要望が強く、埼玉県内の他市よりも高い水準に合わせたサービスを提供してきましたが、これに加え、平成20年度に実施した市民意識調査\*の結果からは、都市基盤や施設整備等のハード面の整備のほか、福祉・保健の充実、防災・防犯対策の推進といったソフト面の向上も強く求められており、市民要望が多様化してきていることが読み取れます。

さらに、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を契機として、これまで以上に市民が安全・安心に暮らすことのできるまちづくりが求められています。その中でも、老朽化が進んでいる公共施設の耐震化は本市にとって喫緊の課題となっており、特に耐震診断の結果、補強が必要と判定された市庁舎については、市民の皆様の利用も多く、また、有事の際には防災活動の中枢を担う施設であることから、早急に対応を図る必要があります。その他の公共施設についても更新の時期を迎えているものが多く、改修による長寿命化に合わせて耐震補強等の安全対策を図っていかねばなりません。

このような状況においても、市では、市民サービスの維持・向上を図り、様々

な課題や市民要望に的確に対応していかなければならず、そのためには、まずは徹底した歳出の削減と歳入の確保により、財政状況の改善を図ることが求められています。あわせて、長期的な視点に立ち、安定した財政基盤を確立するため、土地区画整理事業の実施等、一時的に大きな負担が生じる施策であっても将来にわたって市税収入の増加につながるものについては、積極的に推進していく必要があります。

また、地方分権の進展に伴って高度化・専門化する行政事務に的確に対応するため、体制の整備と職員の資質の向上を図ることが求められていますが、現状の限られた人員と財源で、今後、多様化する全ての市民要望に応えていくことは困難であります。そのため、本市の特徴であるまちづくり意識の高いNPOや住民団体、企業等が多いという強みをいかし、多様な主体との更なる連携・協働を推進し、市民サービスの充実を図ることも必要となっています。

一方、これまでは、市民の皆様の御理解と御協力の下、適正な受益と負担の観点から聖域なく事業の見直しを行い、新たな負担をお願いすることもありましたが、現下の厳しい社会経済情勢下では、市民生活等への配慮も必要とされています。このため、今後は、サービスの削減・市民負担の増加による財政健全化一辺倒の施策によって市全体の活力を弱めることのないよう、限られた財源を有効に活用し、真に必要なサービスを提供する「選択と集中<sup>\*</sup>」の考えの下、必要な施策を適切に推進することにより、市財政のみならず、本市全体の活力向上を図ることも求められています。

☞ 参考資料 P. 23  
資料3 人口の見通し

### 3 財政の現状と見通し

本市では、前述のとおりこれまで継続的に行財政の効率化に取り組み、事業の見直しや経費節減を図ってきたところです。特に三位一体の改革の影響により、非常事態ともいえる状況となった平成16年度には、財政改革推進本部を設置し、歳入歳出両面から聖域のない見直しを行いました。

平成17年度からは土地開発公社経営健全化計画に基づき、公社所有地を平成21年度までの5年間で買い戻したことにより、平成16年度末に約104億円あった債務残高を平成21年度末には26億円まで減額し、その後も継続

的に買戻しを行ってきたことで、平成24年度末には公社の債務残高はゼロになる見込みであります。本市の一般会計、特別会計に水道事業会計及び土地開発公社を合わせた債務残高は、平成17年度末の約765億円をピークに平成23年度末には約631億円まで減少しており、将来負担の軽減に努めています。

また、平成11年度には平成25年度までを計画期間とした職員定数削減計画を策定し、平成10年度には約87億円であった人件費を平成23年度には約72億円まで、12年間で約15億円削減することで、財源の確保を図りました。

しかし、近年の歳入歳出決算の状況に目を向けると、少子高齢化の進展に加え、長引く景気低迷などの影響により生活保護費が急増したことや児童手当制度の改正等により、平成12年度に約36億円であった扶助費は、平成23年度には約128億円となり、11年間で3.5倍以上の水準へと大幅に増加しています。三位一体の改革における所得税から住民税への税源移譲により、歳入の中心である市税は多少の増額が見られるものの、増加を続ける扶助費等の経常的支出の不足分を賄うには程遠く、経常収支比率も依然として90%を超える高い水準で推移しています。

さらに、平成5年度には160億円を超えていた普通建設事業費が近年では大幅な減額により60億円前後となるなど、投資的な財政需要に柔軟な対応をとることが非常に難しい状況となっています。

将来の見通しにおいても、更なる少子高齢化の進展により本市の生産年齢人口が減少し続ける見込みであることから、個人市民税等の税収の大きな伸びは期待できない状況であります。また、地方交付税については、国の政策により大幅な増減が生じる可能性もあり、将来を通じて安定的な財源として見込むことはできず、さらには、社会保障と税の一体改革に伴う消費税増税による影響が経済に与える影響も不透明な状況であります。

このような中で、高齢化率は上昇し、今後も福祉サービスを受ける方は増加する見込みとなっており、市の歳出に占める福祉関係費の割合が大きくなっていくものと考えられます。

さらに、本市では、昭和40年代から50年代までにかけて人口が急激に増加したことに伴い、保育所や小中学校、公民館、福祉関連施設等の公共施設を集中的に整備したため、現在、これらの施設が建築後30～40年を経過し、改修時期を迎えています。また、急速に進められた学校建設等には市の土地だけで対応することが不可能であり、借地によって対処したものも多く、今後、

これらの借地は、相続の発生等により買取りの要望が寄せられる可能性もあり、財政運営上の大きな課題となっています。

このように厳しい財政状況が恒常化しつつある中、本市の抱える懸案や様々な課題に対応していくためには、経費節減や事業の選択はもとより、常に適正な受益と負担に配慮し、今後も引き続き厳しい姿勢で行財政改革を推進することで本市の財政規模に応じた均衡の取れた行財政システムを構築し、持続可能な財政運営への転換を図る必要があります。

☞ 参考資料 P. 24～

資料4 人件費・職員数の推移

資料5 経常収支比率の推移

資料6 財政力指数の推移

資料7 市債及び公社債務残高の推移

資料8 市税の推移

資料9 扶助費の推移

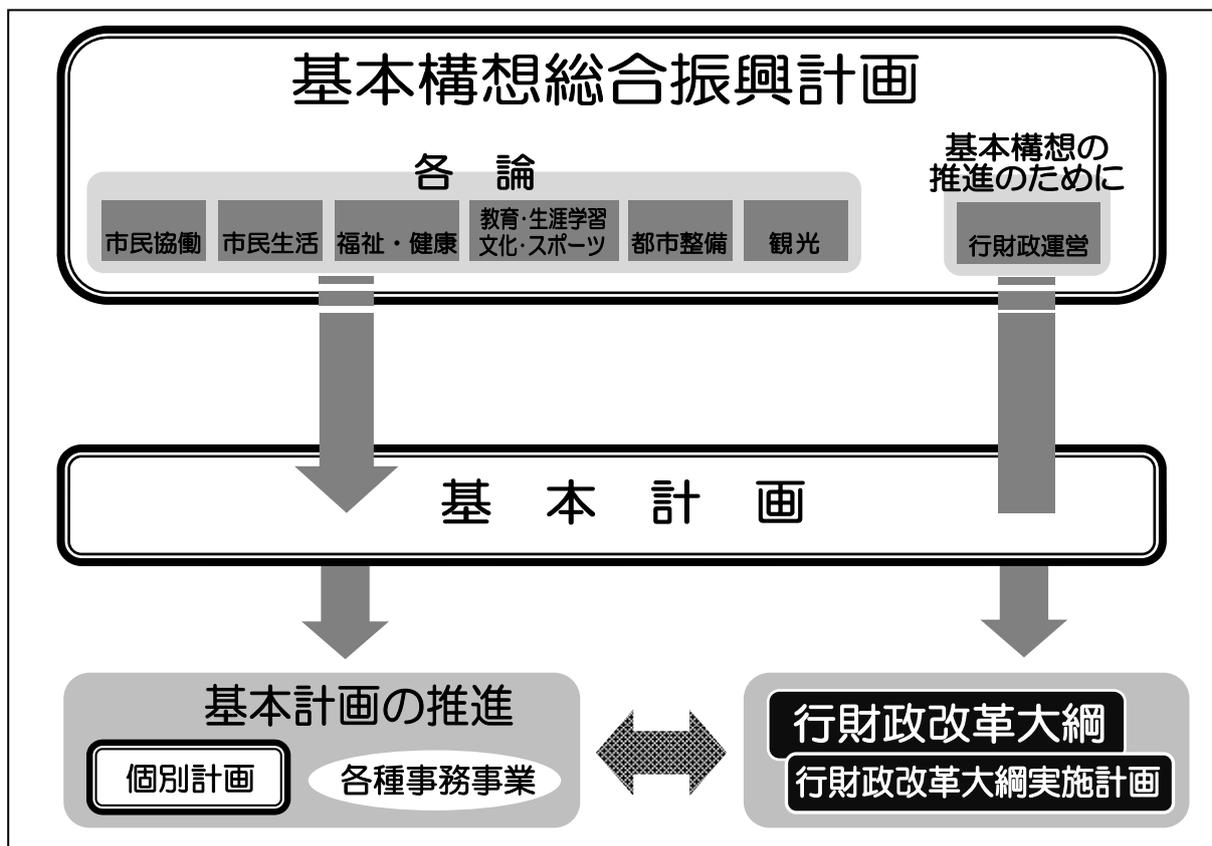
資料10 普通建設事業費の推移

## Ⅱ 行財政改革大綱の位置付け

平成22年12月に策定した「第4次基本構想総合振興計画(基本構想)」は、本市における行政運営の最も基本的な指針となるもので、本市が展開する施策とこれを実現する事務事業は、原則的に全て基本構想に集約されるべきであり、このことは行財政改革における取組についても例外ではありません。

行財政改革は、行財政システムを見直し、より質の高いサービスをより低いコストで提供することを目的としており、基本構想に盛り込まれた施策を、効率的・効果的に実現するための手段であると位置付けられます。

したがって、基本構想にうたわれている「基本構想の推進のために 行財政運営」の項目の推進については、本大綱及び本大綱の実施計画が担うこととします。また、基本構想に位置付けられた各分野の事業を推進する基本計画やその他の個別計画、各種事務事業の実施に当たっては、常に行財政効率化の視点に立つ必要があることから、本大綱及び本大綱の実施計画を図のように明確に位置付けることにより、基本構想の一翼を担うものとして機能させることとします。



### Ⅲ 推進事項

#### 改革の基本方針

本市では、平成6年度に市政リストラ対策推進本部を設置して以来、これまでの長期にわたる行財政効率化及び改革の取組において、既に様々な経費節減、事務事業の見直し等を行い、一定の成果を上げてきたところですが、今後は、従来と同様の発想や手法を用いるだけでは、更に大きな成果を上げることは難しいと考えられ、これまで以上に厳しい姿勢・大胆な発想で行財政運営の見直しを図っていく必要があります。

そこで、限られた財源と人的資源の中で、社会経済情勢や市民要望の変化に的確に対応していくための新たな改革のステップとして、既存の事務事業や各種サービス、補助金・負担金から公共施設に至るまで、必要性や効果の薄れたものについては思い切って廃止・縮小・統合（スクラップ）し、それによって生み出された財源を新たな事業、新たなサービス、新たな施設整備等へ投入していくこと（ビルド）が必要となります。

このため、第5次行財政改革大綱においては、改革の基本方針を

『スクラップ・アンド・ビルド』による改革の断行  
～持続力・競争力のある行財政の確立を目指して～

と掲げ、スクラップ・アンド・ビルドの取組を通じて、歳入の確保や歳出の削減を図り、健全な財政を維持することによって、市民満足度の高いサービスを持続的に提供し、本市の特性をいかしたまちづくりを進めます。そして、地方分権の進展に伴い自治体間競争の時代と言われる中であっても、多くの方に選ばれ、「住んでよかった、ずっと住み続けたい」と思っただけのまちの実現を目指します。

また、本大綱の推進に当たっては、次の三つの改革の柱を掲げ、その実効性を確保することとします。

一つ目の柱として、「選択と集中による行財政運営の推進」を掲げ、事務事

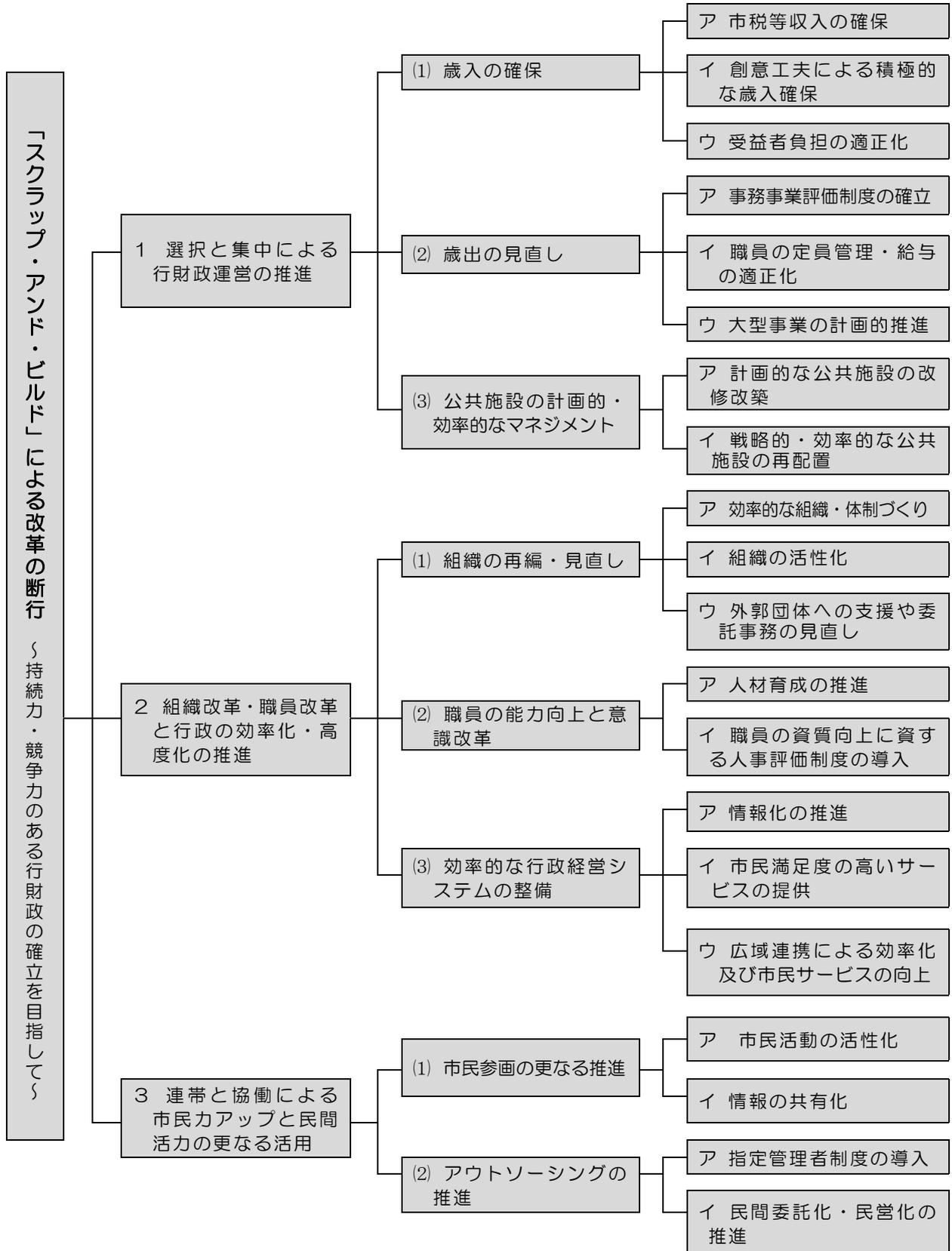
業の効率性や成果を絶えず評価し、検証することによって、増大する歳出を抑制するとともに、市民サービスの向上につながるなど投資効果の高い事業には大胆に財源を投入して取り組んでいきます。

二つ目の柱として、「組織改革・職員改革と行政の効率化・高度化の推進」を掲げ、職員資質の向上を図るための人事評価制度\*の導入や、組織機構の見直し、情報通信技術などを活用した行政サービスの効率化や高度化を目指します。

三つ目の柱として、「連帯と協働による市民力アップと民間活力の更なる活用」を掲げ、市民満足度の向上や経費の節減を図るため、指定管理者制度を始めとした民間委託を新たな視点から聖域なく進めるとともに、市民への積極的な情報提供により、更に一步進んだ市民参画の実現に努めます。

これらの基本方針や三つの改革の柱を通じて、引き続き厳しい行財政運営が見込まれる中であっても、限られた財源と人的資源を有効活用しながらより一層経営感覚を高め、財政状況の改善と並行して将来にわたり質の高い行政サービスを持続的に提供していくこととします。

第5次行財政改革大綱 体系図



## 1 選択と集中による行財政運営の推進

厳しい財政状況の中で自立した行政運営を行うためには、社会経済情勢の変化等を注視しながら、自主財源の安定的な確保に努めるとともに、絶えず歳出の見直しを行い、財政基盤の強化を図ることが必要です。

そのため、歳入については、引き続き市税等の収納率の向上に努め、新たな財源の確保策についても幅広く検討し、積極的に実施していきます。

歳出については、事務事業評価制度\*を実効性あるものとして確立し、PDCAサイクルにより新たな視点で事務事業や補助金・負担金の見直しに取り組み、必要性や効果が薄れたものは、廃止、整理するなどして徹底した歳出の抑制に努め、捻出した財源は、真に必要な事業へと投入していきます。

さらに、喫緊の課題である市庁舎の耐震化整備を図るとともに、耐用年数を迎えた公共施設の計画的な改修改築に努め、併せて既存施設の統廃合も含めた公共施設の再配置について検討します。

なお、施設の建設や改修改築に当たっては、省エネルギー・新エネルギー施設の導入について検討するなど、維持コストの削減や環境への配慮に努めます。

### (1) 歳入の確保

#### ア 市税等収入の確保

市の財源の根幹である市税について、適正かつ公正に賦課徴収するため、未申告者に対する申告指導等をより一層推進するとともに、納税しやすい環境の整備や、滞納者に対する早期対応、徴収体制の連携強化等を図ります。

また、保育料や介護保険料を始めとする市税以外の市の債権については、近年、滞納額が増加傾向にあることから、市民負担の公平性を確保するため、徴収マニュアルを整備し、全庁的に統一的な徴収方法を確立することで、滞納者への対応を強化します。

#### イ 創意工夫による積極的な歳入確保

未利用の市有地・市有施設等について、民間も含め幅広く売却や貸付けを行うなど資産の有効活用を図るとともに、国や県の補助金を始めとした各種補助金等の獲得に努め、積極的な歳入の確保に取り組みます。

また、市街化調整区域の有効活用や、地域経済の活性化を図ることにより、長期的な視点で税収の伸びるまちづくりに取り組み、将来にわたり安定した財源の確保に努めます。

## ウ 受益者負担の適正化

受益と負担の公平性の観点から、公共施設の使用料や行政サービスの手数料等の見直しを行い、社会経済情勢の変化に応じた制度の適正化を図ります。

## (2) 歳出の見直し

### ア 事務事業評価制度の確立

事務事業評価システムを本市の実情に合った実効性のある制度として確立し、Plan（計画）→Do（実行）→Check（検証）→Action（改善）のサイクルに基づき、その必要性、効率性、成果等を重視した事務事業の再編・整理や補助金・負担金の見直しを進めます。

### イ 職員の定員管理・給与の適正化

職員定数削減計画に基づき、計画的な職員定数の削減に努めるとともに、業務量等に合わせた適正な職員配置に努めます。

また、職員給与については、国の給与制度や民間の給与実態等を考慮し、給与水準や制度の適正化を図るとともに、各種手当の見直し等を行います。

## ウ 大型事業の計画的推進

土地区画整理事業や道路整備事業等、財政運営への影響が大きい大型事業であっても、長期的な視点に立ち、税収の伸びるまちづくりに取り組むために必要なものについては、実施していかねばなりません。

そこで、厳しい財政状況の中でも、様々な施策を確実に推進していくために、大型事業の推進に当たっては、常に市の財政の現状と将来の見通しを念頭に置いて施策の選択を行い、計画的な事業の推進に努めます。

## (3) 公共施設の計画的・効率的なマネジメント

### ア 計画的な公共施設の改修改築

市庁舎については、耐震診断の結果、震度6強以上の地震に対し、倒壊・崩壊する危険性があるという判定となったことから、改修や建替え等の耐震化に向けた検討を早急に進め、適切な対応を図ります。

また、本市が所有する多くの施設の老朽化が進み、今後一斉に更新時期を迎えることから、「市有建築施設の改修改築方針\*」に基づく計画的な改修改築の推進により、安全性の確保と長寿命化に努めると同時に、市財政へ与える負担の軽減を図ります。

### イ 戦略的・効率的な公共施設の再配置

公共施設の整備や改修改築を行う際には、既存施設と同様の施設の建設

や、既存施設と同様の施設への改修改築を行うのではなく、将来の見通しを踏まえて的確な需要分析を行い、周辺の施設を廃止し、その地域に必要な機能を集約した新たな複合施設を建設するといった手法も検討するなど、スクラップ・アンド・ビルドの考えの下、公共施設の戦略的・効率的な再配置を検討します。

## 2 組織改革・職員改革と行政の効率化・高度化の推進

地方分権の進展により、自己決定・自己責任の原則の下で地域の実情に応じた行政運営を行うことが求められていることから、新たな行政課題に迅速に対応でき、より専門性を兼ね備えた組織が必要とされています。

そのため、高度化・多様化する市民要望を的確に捉えて質の高いサービスを提供できるよう、組織機構の見直しを行うとともに、組織を支える職員の能力開発や意識改革に取り組みます。

また、外郭団体\*への市の関与の在り方等については、改革の視点を持ち、時代のニーズを勘案しながら見直しを行います。

さらに、高度情報化の推進や近隣自治体との連携による効率的な事務事業の実施に努めます。

### (1) 組織の再編・見直し

#### ア 効率的な組織・体制づくり

組織体制については、これまでも効率的な体制となるよう適宜見直しを行ってきたところですが、今後も限られた人員を効果的に配置し、多様な市民要望や新たな行政課題に迅速に対応し得る、柔軟性や機動性のある組織となるよう、随時再編・整備を図ります。

#### イ 組織の活性化

問題意識が高く、職員相互の議論や事務改善の提案が活発に行われるいきいきとした組織を形成するために、互いに情報や認識を共有し、改革改善に取り組む組織へと体質を改善し、新しい発想が生まれやすく、更に仕事の見直しにつながる事務改善の提案をしやすい職場環境づくりに努めます。

#### ウ 外郭団体への支援や委託事務の見直し

市の外郭団体について、市の関与の在り方や支援の方法、委託事務の見

直し等について引き続き検討します。

## (2) 職員の能力向上と意識改革

### ア 人材育成の推進

地方分権の進展に伴い、組織を支える職員には、政策形成能力や専門的知識が求められるとともに、限られた職員数で効率的な行政運営を進めていくため、高い事務処理能力や多様化する行政課題への対応能力が求められます。

そのため、人材育成基本方針\*に基づき、時代の求めに応じた知識や能力を有する職員の育成に努めます。

### イ 職員の資質向上に資する人事評価制度の導入

職員一人一人が責任とやりがいを持って仕事に取り組むことができる、活気ある環境を作り出し、より質の高い行政サービスを提供するため、目標とその成果に基づき適正に評価される人事評価制度を構築します。

## (3) 効率的な行政経営システムの整備

### ア 情報化の推進

時代の変化に対応した行財政運営を推進するため、費用対効果を勘案した上で、情報通信技術を積極的に活用し、事務の簡素化・効率化を進めるとともに、市民サービスの向上に努めます。

また、情報化を進めるに当たり、個人情報保護を徹底し、管理意識及びセキュリティ対策の強化を図ります。

### イ 市民満足度の高いサービスの提供

窓口業務の改善等、市民要望に基づいたより質の高いサービスの提供を実現する体制づくりに取り組みます。ワンストップサービス\*の導入の検討を進めるとともに、出張所機能の充実\*など、利便性の高い窓口サービスの提供に努めます。

### ウ 広域連携\*による効率化及び市民サービスの向上

多様化・複雑化する行政課題に広域的に対応し、近隣自治体との連携を図りながら、引き続き効率的な事業の実施に努めます。また、現在、市単独で実施している事業においても、広域連携により対応することで、効率的・効果的な処理が可能となるものについては、導入に向けて積極的に検討します。

### 3 連帯と協働による市民力アップと民間活力の更なる活用

市民自らの手による住民自治を実現するためには、市民と行政がそれぞれの役割を認識し、お互いの理解を深めながら協働してまちづくりに取り組む「連帯と協働のまちづくり」を促進する必要があります。

また、市民の価値観やニーズの変化に伴い、より多様な行政サービスが求められる中、行政だけでは、必ずしもそれらに効果的な対応ができない状況も生じています。

そのため、まちづくりへの市民参画を一層推進し、市民の皆様には市政の一翼を担っていただくことが不可欠ではありますが、その前提として市民と行政の情報共有が必要であることから、広報機能の更なる充実を図り、行政情報を分かりやすく積極的に提供するように努めます。

また、民間の優れたノウハウを活用することにより、一段と効率的で質の高いサービスの提供が期待できるものについては、指定管理者制度の導入を始め、民間への業務委託等を積極的に推進します。

#### (1) 市民参画の更なる推進

##### ア 市民活動の活性化

本市は、これまでも自分たちのまちは自分たちの手でという住民自治の理念の下、積極的にまちづくりに携わろうとする市民の皆様の活動に支えられてきました。今後もより一層、市民と行政が互いに自立したまちづくりの主体として、それぞれの果たす役割と責任を自覚し、協力し合いながら連帯と協働によるまちづくりを進めるとともに、ボランティアを始めとした市民活動が活発に展開されるよう支援を進めます。

##### イ 情報の共有化

市民参画・協働による行政運営を推進するためには、市民と行政の信頼関係を確立することが重要であることから、行政の透明性の向上や分かりやすい行政情報の提供に努め、説明責任を果たすことなどにより、市民との情報の共有化を図ります。

#### (2) アウトソーシングの推進

##### ア 指定管理者制度の導入

アウトソーシングの推進のうち、特に、指定管理者制度の導入について

は、市民サービスの向上及び施設管理経費の縮減等の観点から、これまで導入を見送ってきた施設についても導入することを原則として再検討を行い、平成23年度に具体的な方針を決定しました。

今後、この方針に基づき導入を進めますが、施設の運営方法等に変更が発生した場合は、適宜、指定管理者制度の導入について改めて検討を行います。

## イ 民間委託化・民営化の推進

限られた人員と財源でサービスの質を確保する中で高度化・多様化する市民要望に対応する必要があることから、市の業務の民間委託化・民営化を推進します。

現在推進中の観光都市づくりについては、具体的な施策を展開する段階を迎えていることから、観光事業の民間委託化等、更なる発展につながるような新たな仕組みづくりについて検討します。

なお、公立保育園については、待機児童の解消が喫緊の課題となっていることから、老朽化に伴う園舎の建替えに合わせて定員拡大を図ることとし、民営化については当面見送ることとします。

☞ 参考資料 P. 33

資料12 指定管理者制度の導入方針

## IV 推進期間

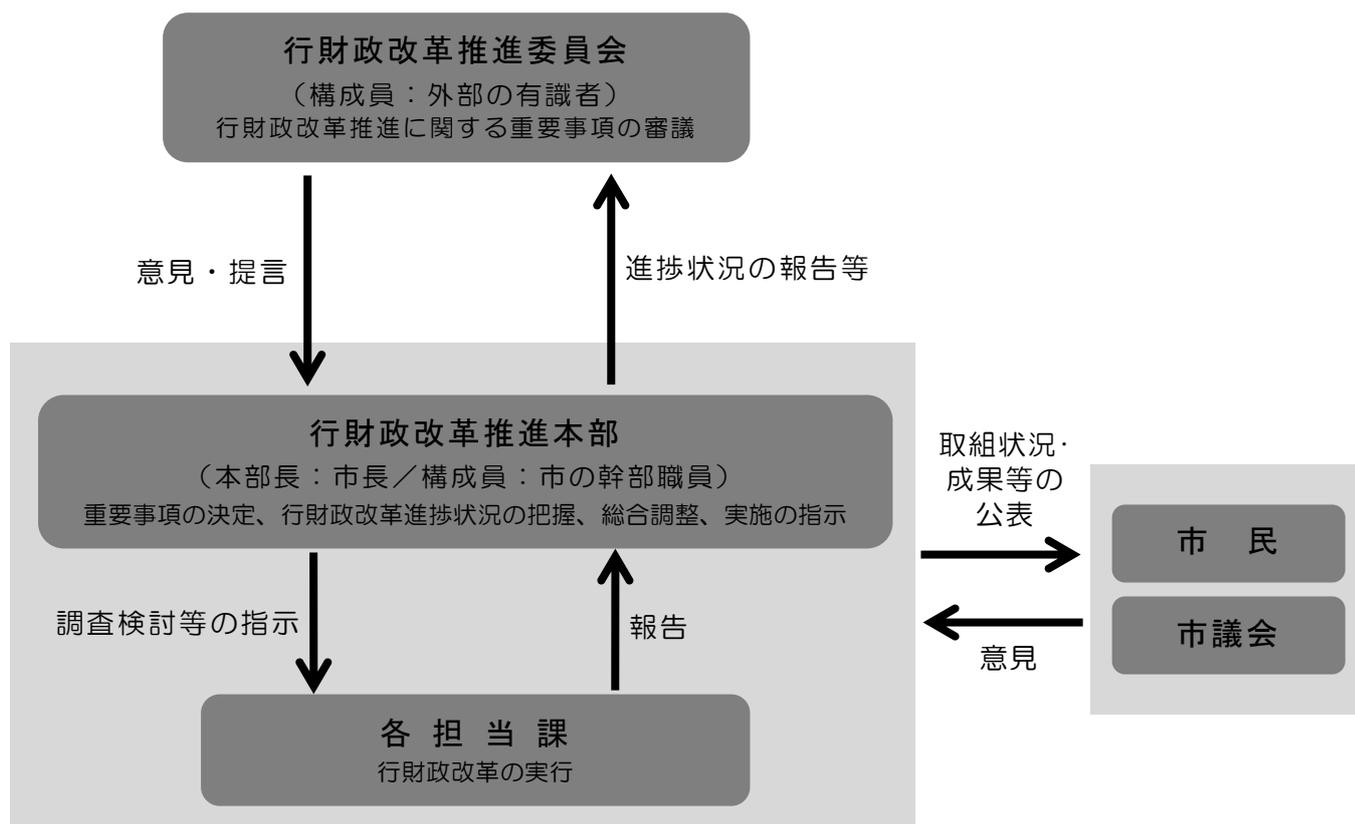
第5次行財政改革大綱の推進期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化等に伴い、本大綱に変更の必要が生じた場合には、随時見直しを行うものとします。

## V 推進体制

行財政改革の推進に当たっては、本大綱及び実施計画に基づき「新座市行財政改革推進本部」を中心に、全庁的な連携の下、積極的に取り組むこととし、進捗状況等を新座市行財政改革推進委員会へ随時報告し、意見・提言を求めるとします。

また、行財政改革の推進には市民の皆様の御理解と御協力が欠かせないことから、その取組状況や成果等を年度ごとに広報紙や市ホームページを通じて積極的に公表します。



# 資料

## 資料 1 第 4 次行財政改革大綱に掲げる各推進事項の実施目標及び達成状況

推進事項	実施目標	達成状況
<b>改革の柱 1 内部努力による経費節減、財源確保、事務の効率化 ～小さな市役所を目指します～</b>		
職員定数削減・給与の適正化	平成 17 年 4 月 1 日現在の職員数 911 人を、平成 22 年 4 月 1 日現在で職員数 795 人（116 人、約 12.7%の減）とします。	△
市税等の徴収率の向上	市税徴収率を 98%台にします。	×
アウトソーシングの推進（指定管理者制度を含む。）	「指定管理者制度の導入検討状況表」（P.23 資料 2）中のアの施設については、平成 18 年 4 月に導入し、イの施設については、導入の可否について検討し、早期に導入します。	△
公有財産の有効活用	不利用土地を積極的に売却し、財源の確保に努めます。	○
情報通信技術を活用した市民サービスの向上	平成 18 年度に電子申請システムを導入します。	○
行政連絡員制度の導入	平成 18 年度に、行政連絡員制度を導入します。	○
時代の変化に対応し得る組織機構の更なる見直し	平成 22 年度までに組織の統廃合を進めます。	○
職員の更なる資質の向上	社会環境の変化を的確に捉え、新たな課題に対応できる職員を育成します。	○
<b>改革の柱 2 都市基盤整備等の投資的事業のスローダウン ～財政状況に応じた施策の選択を進めます～</b>		
第 3 次基本構想で計画された大型プロジェクトのスローダウン	大型事業の見直し、スローダウンを行います。	○
道路改良 10 か年基本計画の見直し		○
土地開発公社の経営健全化計画の推進	平成 16 年度末に 105 億円あった土地開発公社債務残高を平成 22 年度に 26 億円にします。	○
<b>改革の柱 3 サービス水準・受益者負担の適正化 ～バランスのとれた健全財政を目指します～</b>		
各種事業の見直しによる行政サービスの適正化	全事業についてサービス水準の見直し及び受益者負担の適正化を適時行います。	○
行政評価システムの活用	平成 18 年度から予算と連動した行政評価システムを導入します。	×
補助金・負担金の見直し	平成 16 年度財政改革推進本部で「継続」となったものについて見直しを適時行い、廃止・縮減を進めます。	○
<b>改革の柱 4 市民との協働による自立した行政の確立 ～市民とのパートナーシップを築きます～</b>		
市民参画の促進	行政ボランティア協力員制度の体制づくりを早期に行います。	○
市民と行政の情報共有化	ホームページを充実し、市政情報の分かりやすい公表に努めます。	○
<b>改革の柱 5 市政運営への経営感覚の導入 ～財政の豊かな魅力あるまちを目指します～</b>		
観光都市にいざビジョンの推進	（アクションプランの策定に合わせて実施目標を定めます。）	（△）

【達成状況 凡例】平成 18～22 年度実績（ただし、平成 22 年度は実績見込み）

○：目標を達成したもの／△：目標を一部達成したもの／×：目標を達成していないもの／（）：実施目標が参考として掲載されたものであるのため、参考として達成状況を表したのもの

資料2 第4次行財政改革大綱推進期間における指定管理者制度の導入検討状況表

No	第4次行財政改革大綱における位置付け			行財政改革推進本部 審議結果※
	施設名	数		
<b>ア 平成18年4月に指定管理者制度へ移行する施設</b>				
1	老人福祉センター・第二老人福祉センター	2	→	(平成18年度から導入)
2	放課後児童保育室	17	→	(平成18年度から導入)
<b>イ 指定管理者制度への移行を前提として、検討を行う施設</b>				
3	市営墓園	1	→	平成25年度から導入
4	児童センター(本多)	1	→	(平成22年度から導入)
5	児童センター(福祉の里)	1	→	第5次行財政改革大綱の推進期間中に方針を明確化
6	市民総合体育館	1	→	第5次行財政改革大綱の推進期間中に方針を明確化
7	市民会館	1	→	第5次行財政改革大綱の推進期間中に方針を明確化
8	市営ファミリープール	2	→	第5次行財政改革大綱の推進期間中に方針を明確化
9	福祉の里デイサービスセンター	1	→	第5次行財政改革大綱の推進期間中に方針を明確化
10	障がい者福祉センター	1	→	第5次行財政改革大綱の推進期間中に方針を明確化
11	福祉の里体育館	1	→	第5次行財政改革大綱の推進期間中に方針を明確化
12	福祉の里老人福祉センター	1	→	第5次行財政改革大綱の推進期間中に方針を明確化
13	生涯学習センター・男女共同参画推進プラザ	1	→	第5次行財政改革大綱の推進期間中に方針を明確化
14	有料自転車駐車場	7	→	第5次行財政改革大綱の推進期間中に方針を明確化
15	高齢者いきいき広場	5	→	当面、現形態を維持
16	みどり学園	1	→	当面、現形態を維持
17	わかば学園	1	→	当面、現形態を維持
18	こぶしの森	1	→	平成24年度から民営化
19	保育所(公設公営)	7	→	当面、現形態を維持
20	総合運動公園	1	→	第5次行財政改革大綱の推進期間中に方針を明確化
21	栄緑道	1	→	第5次行財政改革大綱の推進期間中に方針を明確化
22	歴史民俗資料館	1	→	当面、現形態を維持
23	市営運動場	5	→	第5次行財政改革大綱の推進期間中に方針を明確化
24	市営庭球場	2	→	第5次行財政改革大綱の推進期間中に方針を明確化
25	中央図書館	1	→	第5次行財政改革大綱の推進期間中に方針を明確化
26	福祉の里図書館	1	→	第5次行財政改革大綱の推進期間中に方針を明確化
27	視聴覚ライブラリー	1	→	第5次行財政改革大綱の推進期間中に方針を明確化
—	(仮称)ふるさと新座館	1	→	第5次行財政改革大綱の推進期間中に方針を明確化

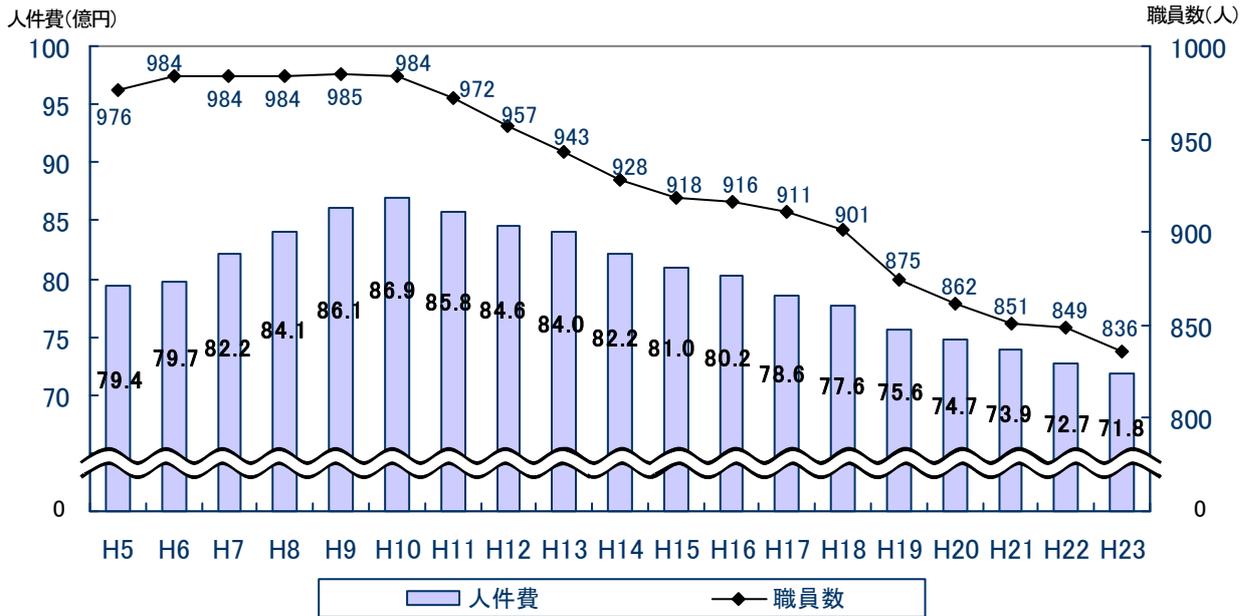
※ 行財政改革推進本部では、平成18、20、22年度に検討を行ったが、「審議結果」については、各施設の最終結論を表している。

資料3 人口の見通し(推計方法: コーホート要因法)

		平成17年	平成21年	平成27年	平成32年
総人口		153,305人	158,761人	164,000人	165,000人
年齢別人口 (実数)	15歳未満	21,274人	21,959人	20,700人	19,000人
	15~64歳	106,323人	105,837人	104,100人	101,400人
	65歳以上	24,576人	30,965人	39,200人	44,600人
	うち75歳以上	8,122人	10,626人	16,700人	22,700人
年齢別人口 (構成比)	15歳未満	13.9%	13.8%	12.6%	11.5%
	15~64歳	69.4%	66.7%	63.5%	61.5%
	65歳以上	16.0%	19.5%	23.9%	27.0%
	うち75歳以上	5.3%	6.7%	10.2%	13.8%

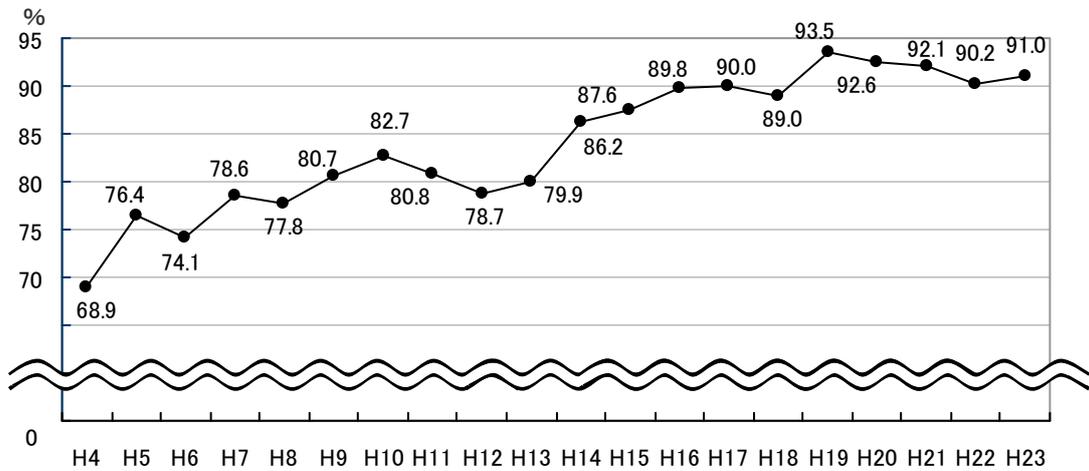
注1: 平成17年は国勢調査による実績値(総人口には年齢不詳を含む。) (各年10月1日基準)  
 注2: 平成21年は住民基本台帳人口と外国人登録人口の合計  
 注3: 平成27年及び平成32年は推計値

#### 資料4 人件費・職員数の推移

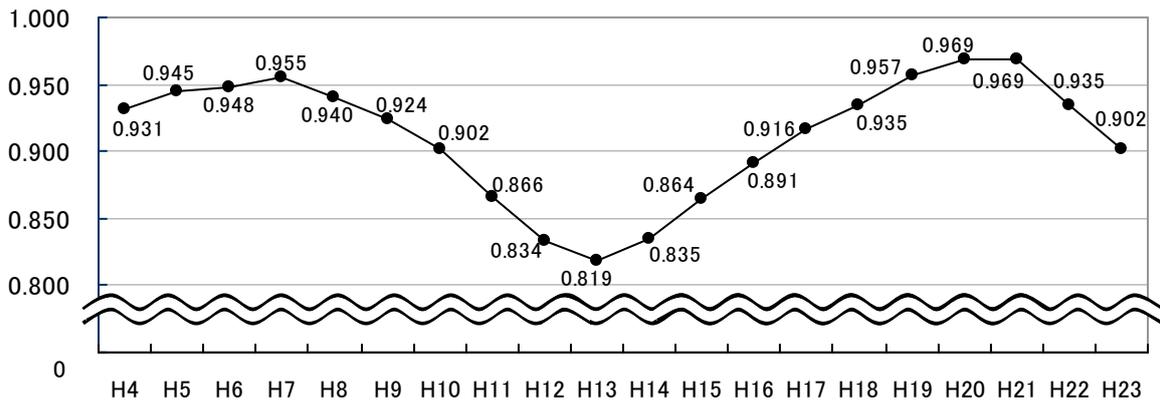


注1：職員数は各年度4月1日の職員数（再任用・臨時・非常勤及び消防職を除く。）  
 注2：決算額は各年度の一般会計、特別会計、水道事業会計の合計額（消防を除く。）

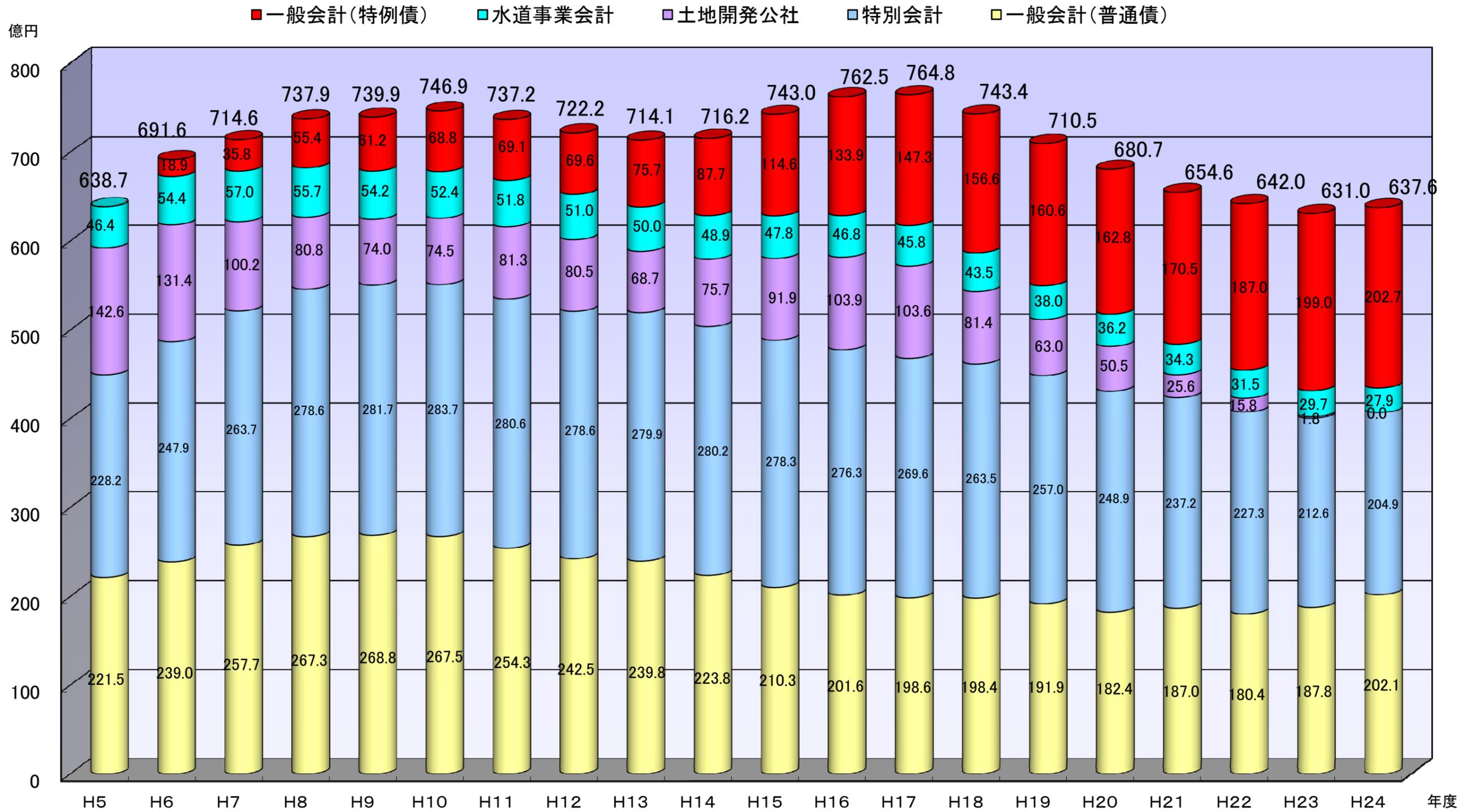
#### 資料5 経常収支比率の推移



#### 資料6 財政力指数<sup>※</sup>の推移

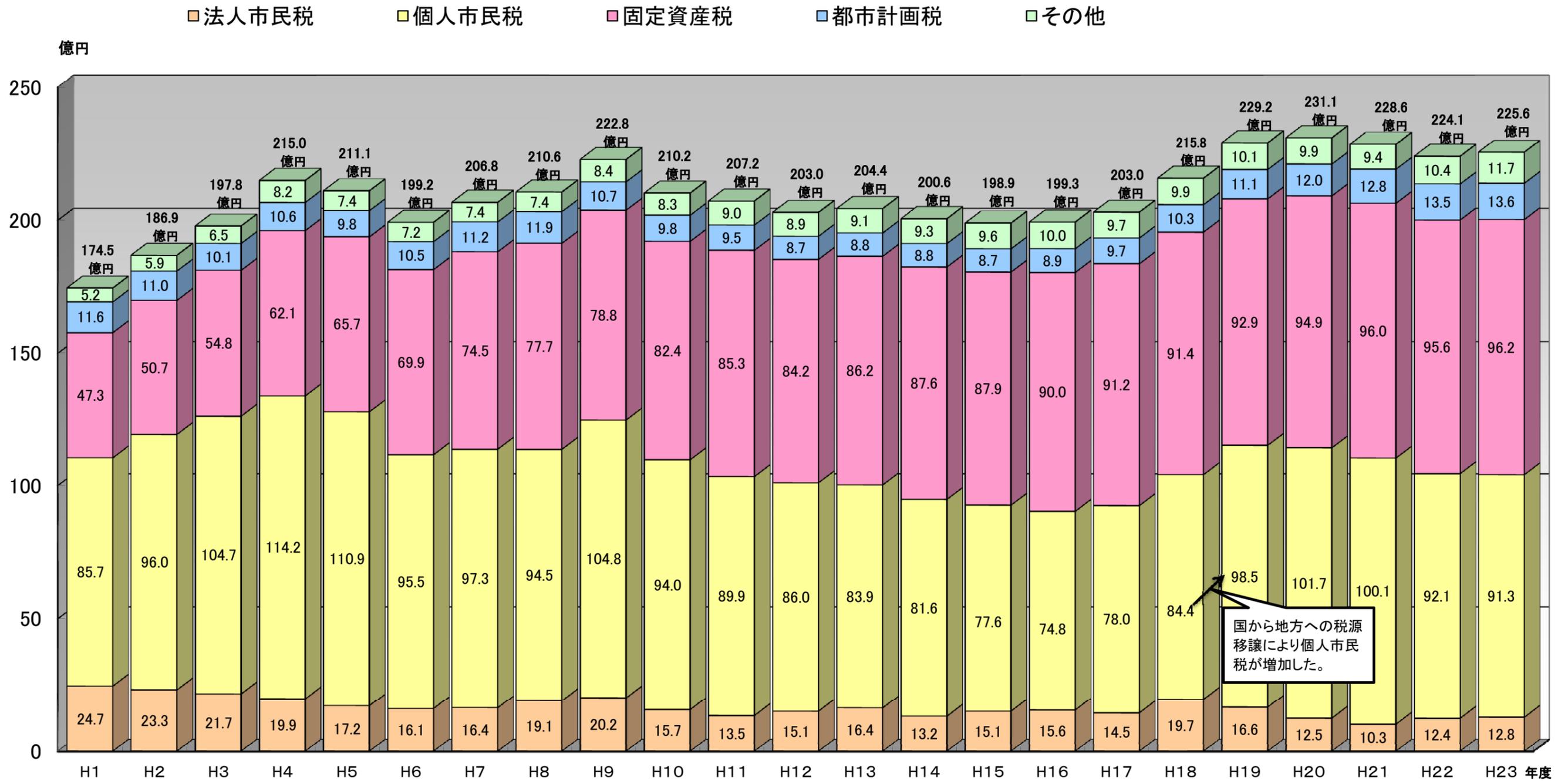


# 資料7 市債及び公社債務残高の推移



※ 特例債は、国の制度改正によって地方に入らなくなった税金や交付税を補填するため、地方債の特例として、その分の借金をそれぞれの自治体に認めているものであり(臨時財政対策債、減税補填債)、返済額は、元金、利子ともに毎年度交付税で措置されることから、原則的には各自治体には負担がかからないものとされている。  
 ※ H24は、当初予算による。

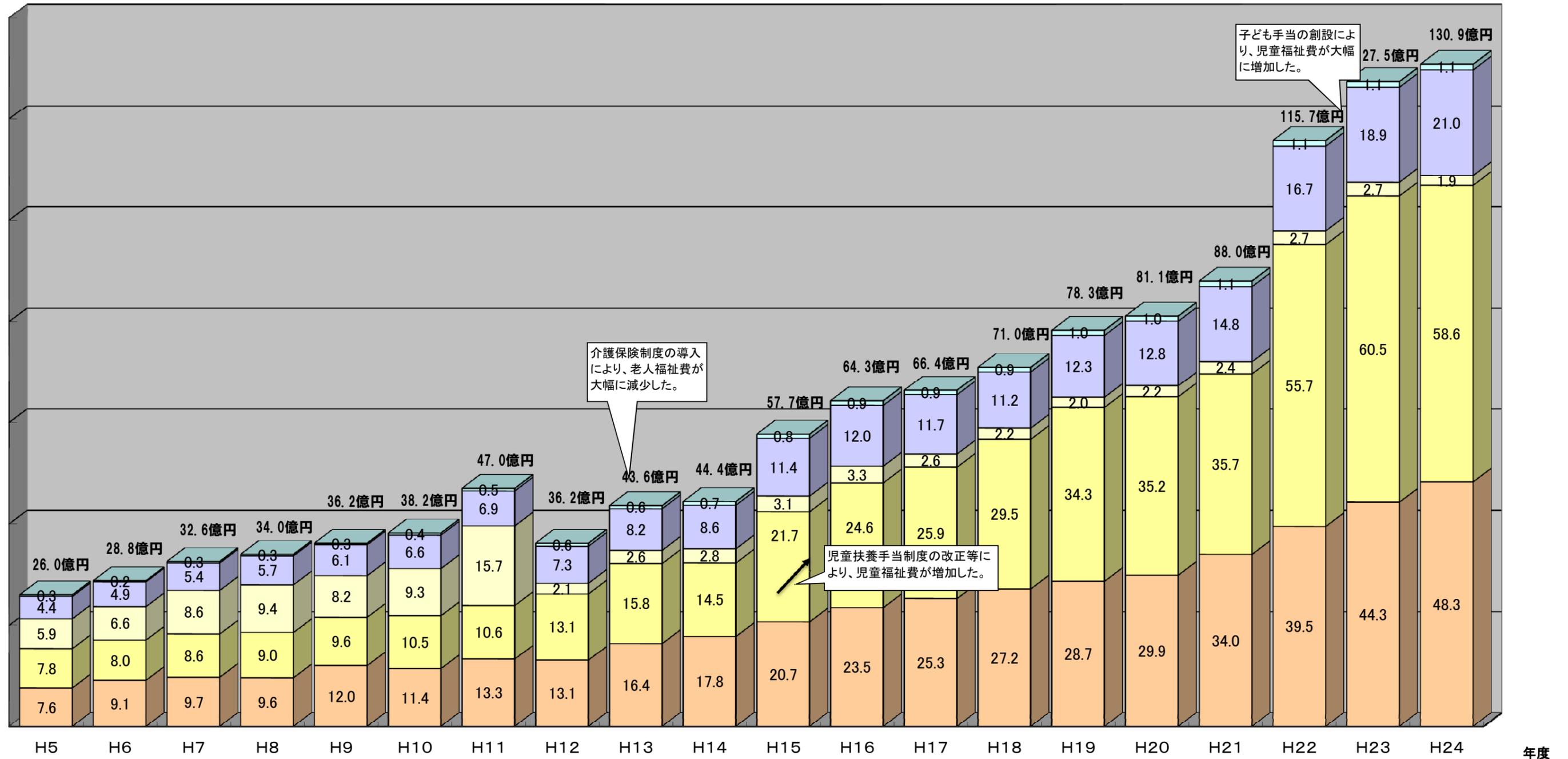
# 資料8 市税の推移



# 資料9 扶助費の推移

■ 児童福祉費 
 ■ 老人福祉費 
 ■ 社会福祉費 
 ■ その他 
 合計

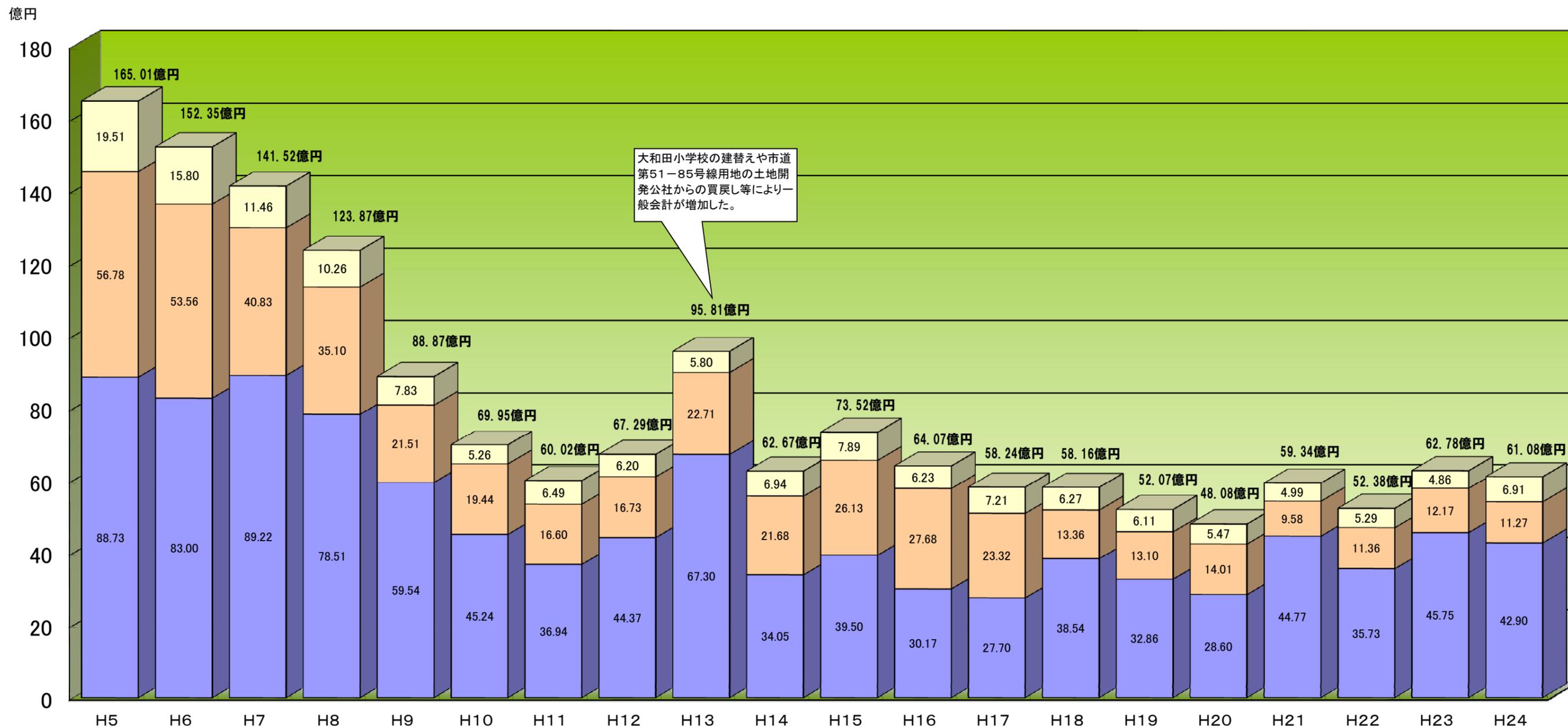
億円



※ H24は、当初予算による。  
 ※ H5～H23は、決算統計に基づく数値  
 ※ 「その他」の内訳は、民生費のうち災害救助費と教育費

# 資料10 普通建設事業費の推移(一般会計、特別会計及び水道事業会

特別会計 水道事業会計 合計



※ 特別会計は、下水道事業、墓園事業、新座駅南口土地区画整理事業、新座駅南口第2土地区画整理事業及び新座駅北口土地区画整理事業を含む。ただし、墓園事業特別会計はH16で、新座駅南口土地区画整理事業特別会計はH17で廃止した。  
 ※ H24の金額は、下水道事業会計については工事請負費のみを、また、水道事業会計については請負工事費のみ計上している。

## 【第4次新座市行財政改革大綱に基づく取組成果】

(単位：千円)

No.	推進事項	第4次新座市行財政改革大綱					H6～22年度	
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	小計 (H18～22年度)	合計
<b>改革の柱1 内部努力による経費節減、財源確保、事務の効率化</b>								
1	職員定数削減・給与の適正化	—	—	—	—	—	—	—
	(1) 職員定数の適正化	68,160	243,432	325,311	382,200	395,560	1,414,663	1,908,026
	(2) 勤務評定制度の導入	—	—	—	—	—	—	—
	(3) 諸手当の見直し	101,036	105,631	133,546	96,096	45,085	481,394	984,226
2	市税等の徴収率の向上（市税等の徴収強化）	—	—	—	—	—	—	—
	(1) 口座振替制度の奨励	—	—	—	—	—	—	—
	(2) 滞納処分等の強化	59,962	44,068	35,984	141,861	96,026	377,901	377,901
	(3) 臨宅徴収の推進	87,221	15,829	32,001	20,111	12,353	167,515	315,190
	(4) フレックスタイム制度の導入	—	—	—	—	—	—	—
3	アウトソーシングの推進（指定管理者制度を含む。）	—	—	—	—	—	—	—
	(1) 民間委託の推進	77,262	99,320	73,341	70,488	102,006	422,417	961,388
	(2) 指定管理者制度の活用	26,993	24,795	24,017	42,171	47,082	165,058	165,058
	(3) PFI等の民間活力を導入した新たな方策の検討	—	—	—	—	—	—	—
	(4) VE手法導入の検討	—	—	—	—	—	—	—
	(5) 民有施設の有効活用	—	—	—	—	—	—	—
4	公有財産の有効活用	—	—	—	—	—	—	—
	(1) 不用土地の売却	277,553	211,405	107,220	68,585	118,990	783,753	1,991,468
	(2) 市有土地・建物の有効活用	—	—	—	—	—	—	—
5	情報通信技術を活用した市民サービスの向上	—	—	—	—	—	—	—
	電子申請システム等の活用	—	—	—	—	—	—	—
6	行政連絡員制度の導入	—	—	—	—	—	—	—
7	組織機構の見直し	—	—	—	—	—	—	—
	(1) 組織の整理・統合	—	—	—	—	—	—	—
	(2) プロジェクト方式の推進	—	—	—	—	—	—	—
	(3) 外郭団体の見直し	—	—	—	—	—	—	—
8	職員の資質向上	—	—	—	—	—	—	—
	人材育成基本方針の推進	—	—	—	—	—	—	—
	小計	698,187	744,480	731,420	821,512	817,102	3,812,701	6,703,257
<b>改革の柱2 都市基盤整備等の投資的事業のスローダウン</b>								
9	第3次基本構想で計画された大型プロジェクトのスローダウン	—	—	—	—	—	—	—
	(1) 新座駅南口第2土地区画整理事業のスローダウン	—	—	—	—	—	—	—
	(2) 新座駅北口土地区画整理事業のスローダウン	—	—	—	—	—	—	—
	(3) 公共下水道雨水・汚水整備10か年計画のスローダウン	—	—	—	—	—	—	—
10	道路改良10か年基本計画の見直し	—	—	—	—	—	—	—
11	土地開発公社の経営健全化計画の推進	638	41,146	82,694	103,096	119,018	346,592	346,592
	小計	638	41,146	82,694	103,096	119,018	346,592	346,592
<b>改革の柱3 サービス水準・受益者負担の適正化</b>								
12	各種事業の見直しによる行政サービスの適正化	—	—	—	—	—	—	—
	各種事業の見直し	306,715	32,889	2,338	17,726	1,142	360,810	2,918,725
13	行政評価システムの活用	—	—	—	—	—	—	—
14	補助金・負担金の見直し	—	—	—	—	—	—	—
	補助金・負担金の見直し	74,927	31,362	—	—	8,632	114,921	238,352
	小計	381,642	64,251	2,338	17,726	9,774	475,731	3,157,077

(単位：千円)

No.	推進事項	第4次新座市行財政改革大綱					H6~22年度	
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	小計 (H18~22年度)	合計
<b>改革の柱4 市民との協働による自立した行政の確立</b>								
15	市民参画の促進	—	—	—	—	—	—	—
	(1) 町内会への委託化推進	25,012	25,128	25,109	25,909	23,968	125,126	379,008
	(2) 市民ボランティア意識の醸成とボランティア活動の推進	—	—	—	—	—	—	—
	(3) NPO(特定非営利活動法人)の活用	—	—	—	—	—	—	—
16	市民と行政の情報共有化	—	—	—	—	—	—	—
	(1) 情報公開の推進	—	—	—	—	—	—	—
	(2) 情報提供の拡大	—	—	—	—	—	—	—
	(3) 行政手続の適正化	—	—	—	—	—	—	—
	(4) 出前講座の活用	—	—	—	—	—	—	—
17	ミニ市場公募債の活用	—	—	—	—	—	—	—
	小計	25,012	25,128	25,109	25,909	23,968	125,126	379,008
<b>改革の柱5 市政運営への経営感覚の導入</b>								
18	観光都市にいざビジョンの推進	—	—	—	—	—	—	—
	アクションプランの推進	—	—	—	—	—	—	—
19	構造改革特区制度・地域再生計画制度等の積極的な活用	—	—	—	—	—	—	—
	小計	—	—	—	—	—	—	—
	合計	1,105,479	875,005	841,561	968,243	969,862	4,760,150	10,585,934

## 【その他の取組成果】

(単位：千円)

No.	推進事項	第4次新座市行財政改革大綱					H6~22年度	
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	小計 (H18~22年度)	合計
1	新座駅南口土地区画整理事業の実施に伴う市税収入の増加額	76,670	115,041	239,348	265,248	298,544	994,851	994,851
2	新座駅南口第2土地区画整理事業の実施に伴う市税収入の増加額	55,146	95,398	92,591	112,541	156,695	512,371	512,371
3	国家公務員宿舎を誘致したことによる財政効果(水道分担金)	—	—	—	—	132,063	132,063	132,063
4	水道企業債及び下水道事業債の借換え等に伴う利息支払の節減	19,442	13,510	138,111	98,141	67,379	336,583	348,848
5	4役の給料減額(H19年度からは3役)	5,344	4,130	3,523	3,489	—	19,966	25,632
6	放課後児童保育施設の移設に伴う節減	—	—	—	—	—	—	12,256
7	コミュニティ関連補助制度の活用	1,400	—	17,500	—	—	18,900	213,300
8	市庁舎の電気料の節減	△ 51	△ 4,180	△ 5,546	△ 2,134	△ 3,768	△ 15,679	△ 785
9	市出先機関の電気料の節減	1,083	△ 1,201	△ 4,594	8,345	3,772	7,405	36,135
10	庁舎冷暖房(天然ガス)費の節減	138	△ 602	△ 420	△ 149	△ 1,067	△ 2,100	3,452
11	市出先機関の電話料の節減	△ 1,569	2,172	1,892	3,180	3,543	9,218	20,787
12	コピーの減量化	1,201	1,295	1,260	1,135	1,018	5,909	6,045
13	事務経費(事務用・業務用消耗品)の節減	△ 4,202	△ 10,201	△ 270	△ 3,445	△ 22,765	△ 40,883	150,582
14	財政改革推進本部の結果による削減	—	—	—	—	—	—	978,661
	合計	154,602	215,362	483,395	486,351	638,894	1,978,604	3,434,198

※ 市政リストラ対策推進本部(H6~7年度)、行財政効率化大綱(H8~12年度)、第3次行財政効率化大綱(H13~17年度)

(単位：千円)

第4次新座市行財政改革大綱						H6~22年度	
平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	小計 (H18~22年度)	合計	
1,260,081	1,090,367	1,324,956	1,454,594	1,608,756	6,738,754	14,020,132	

## 資料12 指定管理者制度の導入方針

第5次行財政改革大綱実施計画では、指定管理者制度の導入の方針が定まっていない施設について、平成23年度中にその方針を明確化することとしていることから、各施設ごとにメリット・デメリット等を比較検討し、以下のとおり決定した。

施設名		方針
1	有料自転車駐車場	当面、現形態を維持
2	児童センター（福祉の里）	平成25年度から導入 ※ 現在、指定管理者制度を導入している児童センター（本多）と合わせて一体的に導入する。
3	福祉の里（福祉の里図書館除く。）	当面、現形態を維持
4	ほっとぷらざ	当面、現形態を維持
5	市民会館	導入 ※ 導入時期については、市民会館と一体的な管理も想定される（仮称）ふるさと新座館のホール施設の活用状況等を見定
6	体育施設	平成25年度から導入（※）
7	中央図書館・視聴覚ライブラリー	当面、現形態を維持
8	福祉の里図書館	当面、現形態を維持
9	（仮称）ふるさと新座館	当面、現形態を維持

※ 指定管理者制度を導入する体育施設の範囲について

殿山運動場、馬場運動場、大和田運動場、堀ノ内少年運動場、野火止運動場、西堀庭球場、本多庭球場、片山ファミリープール、大和田ファミリープール、市民総合体育館、総合運動公園、栄緑道

※ 平成24年度の指定管理者制度の導入に係る具体的な検討の中で、片山ファミリープール及び大和田ファミリープールは、指定管理者制度を導入せず、市の直営を維持することとなった。

## 資料 1 3 用語解説（50音順）

※ この用語解説は、平成25年 月を基準として作成したものであり、本市の現状についての記述は、同月時点のものです。

### 外郭団体

新座市の外郭団体としては、社会福祉法人新座市社会福祉協議会、公益財団法人新座市体育協会及び公益社団法人新座市シルバー人材センターがあり、それぞれの団体が市と連携し、事業の実施や各公共施設の運営等を行うことで、市政の一翼を担っている。

市ではそれぞれの団体に対し、人件費や事業費の一部を補助している。

### 機構改革

市民要望が多様化し、国の施策等も変化する中で、これらの動向に柔軟に対応し得る体制を整備するため、適宜、市の部、課等の数や規模、所管事項、名称等について見直しを行うことをいう。

平成21年4月1日付けで実施した機構改革の際には、福祉健康部を福祉部と健康増進部の2部へ分割し、都市計画部、建設部、水道企業部を都市整備部と上下水道部へ再編するなど、部・課等の数を増やさずに組織のスリム化を維持することを原則として、より市民ニーズに合った体制へと見直しを図った。また、平成23年4月1日付けで実施した見直しでは、地域経済の活性化や観光都市づくりの更なる推進を図るため、経済観光部を新たに設置した。

### 経常収支比率

人件費、扶助費、公債費などの経常的な支出に充てられた一般財源の額が、市税、普通交付税を中心とする経常的な一般財源の総額に占める割合をいう。この数値が低いほど、弾力性のある財政運営がなされているといえる。

### 経常的支出

毎年度継続して支出が求められる経費で、主に人件費、扶助費、公債費、物件費、維持補修費、補助費等をいう。

### 広域連携

市町村が抱える共通の問題や市域を超えた広範な課題に対し、市町村間で連携して取り組むことをいう。一つの市町村で行うよりも経費の縮減やより高度な住民サービスの提供が可能となる。

本市では、消防やし尿処理、障がい者支援施設の運営を朝霞地区一部事務組合（朝霞市、志木市、和光市、新座市）で、ごみ処理を志木地区衛生組合（志木市、富士見市、新座市）で、職員研修等を彩の国さいたま人づくり広域連合（県内全市町村）で、後期高齢者医療を埼玉県後期高齢者医療広域連合（県内全市町村）で、それぞれ他の市町村と連携し、取り組んでいる。

### 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、地方交付税の算定に用いられる基本的な財政需要に対する標準的な収入の割合をいう。

財政力指数が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が強い団体ということになり、この指数が1以上で普通交付税の交付されない、いわゆる不交付団体となる。

## 三位一体の改革

地方が地域の実情に応じた事業を自主的・自立的に実施できるように、国の関与を廃止・縮減し、地方の権限と責任を大幅に拡大するという地方分権を推進する観点から行ったもので、①国庫補助負担金の廃止・縮減、②地方交付税制度の見直し、③国から地方への税源移譲の三つを一体的に行った。

しかし、実際には、国庫補助負担金の削減が約5兆円であったのに対し、税源移譲は約3兆円しかなされず、更に地方交付税も約5兆円削減されたことから、この三位一体の改革は、国の財政再建が優先された改革であるとの指摘もある。本市にとっても、平成16年度から18年度までの間の影響額は約50億円の減額となるなど、財政状況悪化の大きな要因となった。

## 指定管理者制度

平成15年の地方自治法の改正により、民間事業者の能力を幅広く活用するとともに、市民サービスの向上や行政コストの削減を図ることを目的として創設された制度で、それまで、公の施設の管理については、地方公共団体や公共的団体などが行うこととされていたが、この制度の導入により、NPO法人や民間事業者も含めた幅広い団体に委ねることが可能となった。

本市では、勤労青少年ホーム（平成16年度～）、老人福祉センター・第二老人福祉センター（平成18年度～）、放課後児童保育室（平成18年度～）、児童センター（平成22年度～）へ導入している。

また、平成17年度、平成18年度、平成20年度、平成22年度及び平成23年度に、各施設への導入について検討し、平成25年度から新たに市営墓園、福祉の里児童センター及び体育施設へ導入する予定である。

## 市民意識調査

市民の市政に対する意見や要望等を把握し、今後のまちづくりの参考とするため、おおむね5年に1回実施しているもので、平成21年2月に第12回調査を実施し、平成23年度からの第4次基本構想総合振興計画策定の基礎資料としている。

## 市民課窓口業務の延長

平成6年4月から平成9年3月までの間、毎週金曜日の午後5時から午後7時まで、市民課の窓口業務を通常より2時間延長して実施していたものだが、利用者が非常に少なかったため廃止した。

## 事務事業評価制度（事務事業評価システム）

行政が実施する事務事業について、成果指標などを用いて有効性や効率性を客観的に評価し、その結果を事業の計画、見直しに反映させていく制度のことをいう。行政の事務事業の現状と課題を認識する手段として、国や地方自治体で導入が進められている。

本市においても、平成13年度に導入を図ったが、評価の実施に伴う事務量に見合う成果を得ることが難しく、本格的な実施には至っていない。このため、本市の実情に合ったより実効性の高い新たなシステムを導入するため、第5次行財政改革大綱に位置付けている。

## 市有建築施設の改修改築方針

市有建築施設の改修改築を総合的に推進することにより、単年度に改修改築が集中する事態を避けるとともに、建築物の延命化を図り、既存建築物を有効活用する目的で、平成19年度に策定した。

当初の方針は、135施設について、整備実施時期や改修改築に係る概算費用を算出したが、職員の目視調査による判断を第一に、施設の構造による耐用年数や類似施設の過去の実績等に基づき算出したものであり、また、財源の裏付けを考慮していないものであったため、より実効性の高いものとするため、平成22年度に、同方針の見直しを行った。

## 出張所機能の充実

出張所では、従来、戸籍及び住民基本台帳に基づく諸証明書や課税証明書等の税関係証明書の発行の

ほか、市税等の収入金の収納等の業務を実施している。近年は、これらの業務に加え、本庁各部署で扱っている申請書の受付や証明書の発行等について、出張所を受渡しの窓口として機能させることにより、市民の利便性の向上を図るとともに、出張所への電話予約により、併設の公民館やほっとぷらざ内で、夜間に住民票の写し等を交付するサービスを開始するなど、様々な方法により出張所機能の充実に努めている。

## 職員定数削減計画

計画的に職員定数を削減し、人件費の抑制を図るため、平成10年に第1次の計画を策定した。計画では、退職者数に対する採用者数の抑制を基本とし、事務事業の見直し、再任用職員・非常勤一般職員・臨時職員による代替、民間委託の推進等の手法により職員数を削減することとしている。

その後、平成20年11月に策定した第5次計画では、平成25年度の職員定数を764人（平成10年条例定数に対して222人減）へ削減する予定としていたが、指定管理者制度の導入等の民間委託の進捗状況や事務量の増加等の要因を考慮し、823人に修正した。

## 人材育成基本方針

平成16年6月に地方公務員法が改正され、また、平成17年3月には総務省通知により分権社会の担い手にふさわしい人材を育成することが重要な課題とされたことを受け、平成19年3月に策定した。本市職員の「目指す職員像」を明らかにした上で、「職員を育成する仕組みと環境づくり」、「職員研修の充実」、「人材育成推進体制の整備」について定めている。

## 人事評価制度

平成19年の国家公務員法の改正を受け、国において「能力・実績主義の人事管理」に関する諸制度が導入され、平成21年度から新たな人事評価制度がスタートした。これは、個々の職員の成果等を客観的に評価し、その結果を人事管理に反映させるものであり、地方自治体においても導入が広まりつつある。

本市においても、制度設計など導入に当たっては課題も多いが、今後、職員定数が削減される中で、個々の職員の能力を高め、やりがいや意欲を持って働く環境を整えていく必要があることから、第5次行財政改革大綱では導入に向け取り組んでいくこととしている。

## 青少年海外派遣事業

青少年の国際感覚・国際認識を醸成するとともに、国際的視点から新座を見つめる機会をつくることにより「ふるさと新座」への郷土愛を育むため実施しているもので、通常は2年に1回、市内在住の中学2年生（14名程度）を、友好姉妹都市提携を締結しているフィンランド共和国ユヴァスキュラ市、ドイツ連邦共和国ノイルッピン市へ派遣している。

以前は、派遣費用の全額を市が負担していたが、行財政改革の見直しにより、派遣費用の一部を参加者負担とすることとした。

## 選択と集中

全ての事業の再点検を実施することで、真に市民サービスの向上につながる事業を選択し、集中して財源を投入していこうとする考え方であり、これまで行政需要の拡大に応じて肥大化した事業を“選択と集中”によりスリム化しようとするものである。

元々はマーケティング用語であるが、厳しい財政状況から行政にも取り入れられるようになった。

## 地方交付税

本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、全ての地方公共団体が一定の財政水準を維持し得よう財源を保障する見地から、国が国税として所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税を徴収し、その一定割合を地方公共団体に配分するものである。

地方交付税の使途は、税収と同様、それぞれの地方公共団体が自由に決定することができる。

なお、本市では、三位一体の改革の影響を受けた平成16年度から急激な減額が続き、平成15年度の約22億円から平成19年度には約6億円にまで落ち込んだ。平成20年度からは、地方財政の疲弊に配慮した特別枠が設けられるなど、増額傾向にある。

## 庁内LAN

市町村で整備された一施設程度内のコンピュータのネットワーク（LAN：Local Area Network）のことをいう。

本市では、本庁舎及び第二庁舎のネットワークのことを庁内LANと呼んでいる。

本市の庁内LANは、①職員が使うノートパソコンを始め、業務で使用するグループウェアや財務会計システムなどが接続され、インターネットが利用できる「内部情報系ネットワーク」及び②住民情報システムや戸籍システムなどが接続されている「住民情報系ネットワーク」の2系統で運用している。

## 電子申請システム

市役所等の窓口で行っている申請や届出などの手続の一部が、自宅や職場等のパソコンからインターネットを通じて行えるものをいう。

平成18年11月から運用を開始し、平成24年度現在32の手続が利用可能となっている。

## 投資的な財政需要

投資的経費（道路の整備や施設建設など、将来にわたる資産の形成のために支出する経費）に対する財源要求をいう。本市では近年、少子高齢化に伴う扶助費の増加により義務的経費（人件費、扶助費、公債費）の割合が高まり、投資的な財政需要に応える財政の弾力性が失われつつある。

## 道路改良10か年基本計画

「まちづくりは道路から」の考えの下、町内会等の協力により、道路の危険箇所を総点検を行った上で点数化し、優先度の高いものから整備することとして策定した。この年次計画に基づき、平成5年度からこれまでに、328か所の隅切り、歩道設置、道路拡幅等を行った。

現在は、厳しい財政状況を考慮し、平成22年度に策定した「道路改良10か年基本計画パートⅢ」に基づき、計画的に道路改良を推進することとしている。

## 土地開発公社経営健全化計画

土地開発公社は、本市から委託を受けて公共用地の先行取得を金融機関からの借入金により行っているが、取得した用地については、取得費用に借入金の利息分を加えて将来市が買い取らなければならない、土地開発公社保有地の増加や保有期間の長期化は、市の財政運営に大きな影響を及ぼすこととなる。

このため、本市では、平成17年度から平成21年度までの5年間を計画期間とした土地開発公社経営健全化計画を策定し、土地開発公社保有地の計画的な買戻しを進めた。これにより、平成16年度末に約104億円あった公社の債務残高が平成21年度末には約26億円に減少した。

なお、市では引き続き公社保有地の買戻しを行い、平成24年度に完了した。これを受け、土地開発公社は、平成25年度中の解散を予定している。

## 新座駅北口土地区画整理事業

新座駅周辺土地区画整理事業の第3期として、野火止五丁目及び大和田一・四丁目の各一部31.6ヘクタールについて、土地区画整理事業を実施するものであり、総事業費は約105億円（関連事業を含めると約128億円）となっている。平成17年度に都市計画決定を行い、当初は、平成19年度の事業認可取得を予定していたが、厳しい財政状況に鑑み、先送りして平成21年1月とし、平成33年度までの13か年を事業期間として、現在推進している。

## 納期前納付報奨金制度

市町村民税及び固定資産税について、税収の早期確保と納税意欲の向上等を図るため、納期前に納付された税額に対する金利という面を考慮して設けられた割引制度のことをいう。本市では、市県民税（普通徴収）、固定資産税、都市計画税を納める場合、第1期の納期限内に1年間（全期）分を一括して納めると、年税額から納期前納付報奨金分を割引する制度として、平成10年度まで運用していた。

## 扶助費

生活保護法、児童福祉法などの各種法令に基づいた生活保護費、児童手当などの支給や市が単独で行う各種扶助のための経費をいう。

## 普通建設事業費

道路、学校、公園等の公共施設の新増設、用地取得、各種工事等に係る投資的経費（公共事業費）をいう。

## 4 市消防

朝霞市、志木市、和光市及び新座市では、従前は各市で消防本部を設けていたが、消防体制の効率化を図るため、平成2年から統合に向けた協議を開始し、平成10年10月に朝霞地区一部事務組合埼玉県南西部消防本部として発足した。

## ワンストップサービス

行政上の一連の手続（例：転入の際の転入届、国民健康保険の加入、児童手当の申請、転入学の手続など）を1か所の窓口又は1回の手続で一括して行うことができるサービスをいう。転出入に伴う諸手続が一つの窓口で全て行えるものや、住民票の写し、課税証明書、納税証明書等、各種証明書の申請・交付が一つの窓口で行えるもの等、様々な形態がある。